



発行 東京都

目次

53

告示

○令和三年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳の登録(二十三件)……………

………(主税局千代田都税事務所固定資産課税課・中央都税事務所固定資産課税課・港都税事務所固定資産課税課・新宿都税事務所固定資産課税課・文京都税事務所固定資産課税課・台東都税事務所固定資産課税課・墨田都税事務所固定資産課税課・江東都税事務所固定資産課税課・品川都税事務所固定資産課税課・目黒都税事務所固定資産課税課・大田都税事務所固定資産課税課・世田谷都税事務所固定資産課税課・渋谷都税事務所固定資産課税課・中野都税事務所固定資産課税課・杉並都税事務所固定資産課税課・豊島都税事務所固定資産課税課・北都税事務所固定資産課税課・荒川都税事務所固定資産課税課・板橋都税事務所固定資産課税課・練馬都税事務所固定資産課税課・足立都税事務所固定資産課税課・葛飾都税事務所固定資産課税課・江戸川都税事務所固定資産課税課……………

告示

●東京都告示第五百七十九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
 条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付で決定
 した令和三年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
 条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都千代田都税事務所長

齋藤 栄 一

●東京都告示第五百八十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
 条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付で決定
 した令和三年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
 条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
 条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都中央都税事務所長

栗原 哲 治

●東京都告示第五百八十一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
 条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付で決定
 した令和三年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
 条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
 条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都港都税事務所長

福留 敬 一

●東京都告示第五百八十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付で決定
 した令和三年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
 条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
 条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都新宿都税事務所長

池田 美 英

●東京都告示第五百八十三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
 条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付で決定
 した令和三年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
 条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
 条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都文京都税事務所長

大隈 雅 英

●東京都告示第五百八十四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
 条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付で決定
 した令和三年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
 条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
 条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都台東都税事務所長

平林 宣 広

●東京都告示第五百八十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都墨田都税事務所長

室 井 豊

●東京都告示第五百八十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都江東都税事務所長

中 田 有 紀

●東京都告示第五百八十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都品川都税事務所長

清 水 健 吾

●東京都告示第五百八十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都目黒都税事務所長

岡 本 晃 治

●東京都告示第五百八十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都大田都税事務所長

土 屋 信 三

●東京都告示第五百九十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都世田谷都税事務所長

諏 訪 公 二

●東京都告示第五百九十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都渋谷都税事務所長

笹 本 勉

●東京都告示第五百九十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都中野都税事務所長

安 藤 敏 朗

●東京都告示第五百九十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定

した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条
第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都杉並都税事務所長

木下 誠

●東京都告示第五百九十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都豊島都税事務所長

白石 真一

●東京都告示第五百九十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都北都税事務所長

川嶋 智尚

●東京都告示第五百九十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都荒川都税事務所長

石原 健

●東京都告示第五百九十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都板橋都税事務所長

小野 誠

●東京都告示第五百九十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都練馬都税事務所長

小河原 静子

●東京都告示第五百九十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都足立都税事務所長

成瀬 貴子

●東京都告示第六百号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同
条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都葛飾都税事務所長

佐伯 文博

●東京都告示第六百一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき令和三年三月三十一日付けで決定
した令和三年年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一
条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都江戸川都税事務所長

有賀照雄

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この紙は、森林資源の3割をリサイクルしてつくられています。